

る名称である。なお、この「国家公務員暫定条例」は、公務員法の施行と同時に廃止された。

- (6) 「公務員法の立法過程」『瞭望新聞周刊』第46期、2005.11.4, p.19.
- (7) 「人民政治協商会議」は、中国の民主党派、団体、海外華僑等の代表によって構成される統一戦線組織である。中国共産党及び政府の方針についての協議及び民主的監督がその役割とされる。全国人民代表大会の開催に合わせて、毎年3月に全国大会が開催されている。「人民政治協商会議」前掲『岩波現代中国事典』p.587参照。
- (8) 「民主党派」は、中国共産党の指導を受け入れた非共産党系諸党派の総称である。現在、「中国国民党革命委員会」「中国民主同盟」「中国民主建国会」「中国民主促進会」「中国農工民主党」「中国致公党」「九三学社」「台湾民主自治同盟」の8党派が存在する。「民主諸党派」前掲『岩波現代中国事典』p.1194参照。

- (9) 候建良・李飛「公務員法解説」『瞭望新聞周刊』第46期、2005.11.4, p.17.

ちなみに、中国共産党組織と人民政府との間の人事異動は、中国ではごく普通に見られる。特に上級管理職には、この傾向が顕著である。そのような意味では、中国共産党組織の職員を公務員と位置づけることは、中国の政治制度においては、むしろ自然なことと考えられているようである。

- (10) 「全人代常務委事務局が公務員法草案について記者会見を開く」「中国人代新聞ネット」（全国人民代表大会のホームページ）2005.4.28付記事< <http://npc.people.com.cn/GB/14957/3354809.html> > (last access 2005.12.26)

- (11) 同上

- (12) 同上

（かまた ふみひこ・海外立法情報課）

【短信：タイ】

「非常事態勅令」の法制化 ——南部イスラム暴動に関連して——

遠藤 聡

マレーシア国境に近いタイ南部地域は、マレー系住民が多く分布しているイスラム圏である。人口6335万人のうちの多くが上座部仏教徒^(注1)であるタイにおいて、イスラム系住民は約200万人とされているが、その多くが南部地域に集中している。この地域では1960年代から分離独立運動がおこっていたが、それが注目され始めたのは、2002年10月にインドネシアのバリ島で発生した爆弾テロ事件以降である。

こうした状況の中、2004年1月にタイ南部3県（パッタニー、ヤラー、ナラティワート）でイスラム武装勢力による暴動が発生し、タイ政府は同地域に対して戒厳令を布告した。その後、

2005年7月に同地域における暴動が過激化したことを受け、タイ政府は「非常事態勅令」を発布した。同勅令に対しては人権侵害や憲法違反であるとの内外からの批判もあったが、8月に国会で承認され、同勅令は法的効力をもつに至った。当初、3か月間の時限立法であった同勅令は、10月に3か月間の延長措置がとられた後、2006年1月には、さらに3か月間の再延長措置がとられることになった。

同勅令は、「国王の名において発布された後、国会で承認されることを条件として、首相に強大な権限を与える」ものである。ここで問題となるのは、第1に「民主化」の時代における強

権的な治安対策の是非、とりわけ新憲法の遵守や人権保障との兼ね合いが、第2に暴動鎮圧に対する同勅令の実質的効果の如何、すなわち南部イスラム問題対策の困難性が、想起されるからである。

本稿は、同勅令の内容を解説することを中心としつつ、上記2点について特に論及するものである。

1 1997年憲法制定の意味

タイの現行憲法は、1997年憲法（タイでは「仏暦2540年タイ王国憲法」）と呼ばれるものである。タイでは1932年の立憲革命以降、クーデターや暫定政権の樹立などで憲法制定が繰り返され、現行憲法は16番目の憲法となる。現行憲法は、立憲君主制を基礎としつつ、民主化の進展と議会政治の安定化を目指して制定されたとされる。1992年に発生した軍による流血事件を契機として、それまでの「軍の政治支配」からの脱却を図るものでもあった。そのために、権力行使に対する審査と統制を可能とする機関と機能の創出が憲法制定における重要な柱となった。^(注2)

権力行使については、第1に、憲法第10章「国家権力行使の審査」において、政治職者に対する資産公開制度・弾劾制度・刑事訴追制度が置かれたこと、第2に、憲法裁判所、行政裁判所、選挙委員会、国会オンブズマン、国家人権委員会、国家会計監査委員会、国家汚職防止摘発委員会が新設されたことが特筆できる。

国会の権限強化については、第1に、それまでの公選による下院と勅選による上院とから成る二院制から、いずれも公選による院から成る二院制（上院＝200名・任期6年、下院＝500名・任期4年・解散あり）に改められ、全ての議員が国民の直接選挙で選出されることになったこと、第2に、下院議員選挙を、それまでの大選挙区制から小選挙区・比例代表制に改め、不正の防止や政局の安定の確保が図られたこと、第

3に、上院には政治的に中立な機関として監査機能が期待され、三権の長、閣僚および上下両議員の罷免などの権限が付与されたことなどが挙げられる。^(注3)

2 タクシン政権のテロ対策

この新憲法による最初の下院総選挙が2001年1月に実施され、タイラックタイ党（タイを愛するタイ人の党）のタクシン政権が成立した。タクシン首相は自らを「国家のCEO（最高経営責任者）」と位置づけ、貧困層への直接資源分配、内需拡大などのポピュリズム政策を推し進めることで、世論の支持を集めた。しかし、その一方で、自身の汚職疑惑や強硬な政治手法から反発も生み、政府に対する世論は支持と反発の間を揺れ動くことにもなった。とはいえ、2005年2月に行われた下院総選挙では、タクシン首相の経済政策に対する期待から、タイラックタイ党は500議席中370議席を獲得した。

タクシン政権のテロ対策については、2003年8月に緊急勅令の形で「1997年刑法典改正法」（Penal Code Amendment Act, No.14, B.E. 2540）と「資金洗浄防止法」（Money Laundering Control Act, B.E. 2542）が改正されたことが注目される。^(注4)

同年3月に開始されたイラク戦争に対して、タイ政府は、国連安保理の決定を支持する、軍事行動には参加しない、戦後のイラク復興に協力するとの声明を発表した。これは国内におけるイスラム教徒への配慮があったと考えられるが、それまでにタイ政府は、国内にテロ組織は存在しないとの立場をとってきており、テロ対策の側面はみられなかった。

しかし、2003年6月10日にタイ警察がジェマア・イスラミアと連携してテロを計画したとしてイスラム教徒3名をナラティワート県で逮捕したこと、8月5日にインドネシアのジャカルタで爆弾テロが発生したこと、8月11日にジェ

マア・イスラミア幹部のハンバリをタイ中部のアユタヤ県で逮捕したことから、上記2法が8月11日に緊急勅令として改正され、8月14日に国会で承認されたのである。

主な改正点は以下の通りである。^(注5)

「1997年刑法典改正法」では、第135条第1項で、重大な破壊活動（①個人に対する身体的損傷、安全・生命・自由への脅威、②公共輸送施設、通信システム、公益施設への多大な損害、③国家・個人・環境の財産に損害を与えることで多大な経済的損失を生じさせること）を含むテロ行為を行った者に対して3年以上20年以下の禁固または6万バーツ以上100万バーツ（1バーツ＝約3円）以下の罰金が課せられることになった。

さらに、同条第2項で、テロ行為に関与した者に対して2年以上10年以下の禁固または20万バーツ以下の罰金が、同条第4項で、国連安保理やタイ政府からテロリスト・グループと指定された者に対して7年以下の禁固または14万バーツ以下の罰金が、それぞれ課せられるとし、同条第3項では、犯人への協力者も罪に問われることが規定された。

「資金洗浄防止法」では、第3条で、テロ活動に対する資金の送金・換金に関する7つの適用対象が追加された。

3 非常事態勅令発布の経緯

2004年の1月、4月、10月にタイ南部3県を中心に、パッタニー統一解放機構やパッタニー・マレー国民改革戦線などのイスラム武装勢力の関与が疑われている大規模な暴動が発生し、2005年7月までに少なくとも800名の死者が出るに至った。

このような非常事態に際してタクシン政権は、2004年1月4日にナラティワート県に対する戒厳令を布告した。^(注6) 2月3日にはこれを南部3県全域に拡大し、軍・警察の治安維持部隊を派遣

するなど取締りを強化した。^(注7) しかし、こうした強硬な治安維持対策は、イスラム指導者やイスラム教徒の反発を招くことにもなり、事態の鎮静化には困難な状況が続いていた。とりわけ4月28日に南部3県で発生した国軍との銃撃事件では112名の死者が、10月25日のナラティワート県タクバイでの暴動（タクバイ事件）^(注8) では85名の死者が出たとされる。

これに対し、プミポン国王は2004年11月14日に、タクシン首相に対して、強硬路線の転換と住民の安全確保を促し、戒厳令の早期解除を示唆した。2005年4月にはアーナン元首相を委員長とする国民和解委員会(National Reconciliation Commission)が設置され、6月にはイスラム諸国会議機構(OIC)代表团による南部視察を受け入れるなど、南部暴動の平和的解決へ向けた方策が模索される状況もみられた。

ところが、2005年7月14日に南部3県における暴動が過激化すると、タイ政府は翌15日に緊急閣議を開き「非常事態勅令」の発布を決定した。同勅令は16日付で緊急勅令として発布された後、18日にプミポン国王により承認された。それまでの戒厳令による軍・警察の権限強化に代わって、この勅令により首相の権限を強化し、南部暴動鎮圧のための強硬策を選択したことになる。8月24日に再開された国会で、同勅令は8月25日に下院を、8月29日に上院を通過したことにより法制化された。^(注10)

しかしその後、南部暴動が鎮静化することはなく、同勅令は、10月18日に3か月間の延長措置がとられた後、2006年1月17日には、さらに3か月間の再延長措置がとられることが決定された。

4 「非常事態勅令」の概要

同勅令は前文および19か条から構成される。以下、同勅令の概要を記す。^(注11)

(1) 法的根拠

前文では、同勅令発布の法的根拠が示されている。それによれば同勅令は、憲法第29条（人の権利および自由の保障）、第31条（生命および身体の権利の保障）、第35条（居住の自由の保障）、第36条（移動の自由の保障、国外追放の禁止）、第37条（通信の自由の保障）、第39条（表現の自由の保障）、第44条（集会の自由の保障）、第48条（財産権の保障）、第50条（職業の自由の保障）^(注12)に基づく^(注12)とされている。

さらに前文では、同勅令は憲法第218条による非常事態勅令発布規定に基づく措置であるとしている。憲法第218条の第1項では、「国家の安全保障、公共の安全、国家経済の安定または公的災害の防止のために、国王は法律としての効力を有する非常事態勅令を制定することができる」と定めており、第2項で、勅令の制定は内閣の判断によるとした上で、第3項で、速やかな国会での審議を規定している。また第4項では、勅令は法律を改正または廃止する効力を有するとし、第5項では、国会で当該勅令が承認された場合、法律としての効力を有すると定めている。

(2) 「非常事態」の定義

「非常事態」の定義は、同勅令第4条で定められている。それによれば、非常事態とは、「国民の公的秩序へ影響を及ぼし、もしくは及ぼすかもしれない状態、国家もしくは特定の地域が危機的状況に陥る状態、または刑法典で定めているテロリズムに関連した犯罪、紛争もしくは戦争を含む状態であって、そのことによって、タイ王国憲法の下で国王を国家元首に戴く民主的政治体制、ならびに国家の独立および保全、国民の利益、法の遵守、国民の安全、国民の日常生活、権利、自由、公的秩序もしくは公共の利益の保護を維持し、緊急で重大な公的災害から生じる被害を回避または救済することを目的と

した非常事態措置を立法化することが必要な状態」としている。

(3) 手続等の規定

同勅令を履行する主体となる「当局者」(Competent Official)については、第4条で「同勅令下で法令を施行することを目的とし、首相から任命された者」とのみ記されている。また第8条では、首相もしくは首相から指名された大臣が、当局者に対する顧問を任命できることになっている。

同勅令の施行については、第5条で以下のように説明されている。非常事態宣言の対象とされる地理的範囲は、状況に応じ、王国全土、もしくは一定の地域・地方としている。また同勅令では、発布後3日以内に内閣の承認を得ること、施行期間が3か月を越えないこと、施行期間の延長は3か月を超えないことが条件とされており、非常事態の終結および内閣の不承認によって同勅令は取り消されるとしている。

また、国内および国際情勢についての監視と調査を行い、首相に対して助言する任務と権限をもつ非常事態勅令委員会の構成員は、第6条で、首相により議長として指名される副首相、副議長としての国防相、内務相、法務相、その他に国防次官、内務次官、社会開発・生活安定保障次官、法務次官、国家安全保障会議議長、司法長官、国軍最高司令官、陸軍司令官、海軍司令官、空軍司令官、国家警察局長官、内務省地方行政局長官、内務省天災防止局長官、と定められている。

(4) 首相の権限

首相に対する権限委譲については、第7条で、非常事態が宣言された地理的範囲において、法律の施行の命令権と管理権を首相がもつことが規定されている。さらに、実際にこれらの権限の行使にあたる当局者を首相が任命するととも

に、軍事行動以外の面で内閣が特別対策本部を設置できるとしている。

非常事態の下で首相に与えられる権限として第9条は、①当該地域からの移動の禁止、②集会の禁止、③報道規制と通信の制限、④交通の制限、⑤建物の使用禁止、当該地域への移動・滞在の禁止、⑥強制的避難・退去命令、を掲げている。

これらの権限は、第10条で、48時間以内に当局者が首相の承認を得ることを条件としている。

さらにテロリズム・武力の行使が含まれる非常事態に際しては、第11条に掲げる①容疑者の逮捕・拘束、②容疑者への出頭命令、③武器等の押収、④建物の破壊、⑤通信の捜査、⑥行動の抑制、⑦出国の禁止、⑧外国人の出国禁止、⑨商業活動・所有の禁止、⑩戒厳令下で施行される権限を越えない範囲での武力の行使、それぞれについて通達を発令する権限が首相に与えられている。

また、非常事態勅令下で発せられる規則・通達・命令・法規は、第16条で、行政手続に関する法規、行政裁判所で取り決められた法規、行政裁判所手続に関する法規に規制されないとしている。

(5) 措置等の規定

容疑者の拘留については、第12条で、刑務所内での拘置や犯罪人としての扱いを禁止した上で、7日を超えない範囲で拘留できると定めている。拘留期間は最大で30日間まで延長可能となっている。なお当局者には、速やかな報告書の提出が義務付けられている。

当局者側に対する責任については、第17条で、民法、刑法、懲戒に関する責任が免ぜられており、被害者に対しては政府による補償が適用されることになっている。

罰則については、第18条で、2年以下の禁固

または4万バーツ以下の罰金が課せられるとされている。

5 「非常事態勅令」の問題点

(1) 憲法・人権問題

前述したとおり、2005年7月14日に南部暴動が過激化したことを受け、タクシン政権は翌15日の閣議で「非常事態勅令」を7月16日付で発布することを決定した。ウィサヌ副首相は声明において、非常事態に対処するために首相に絶対的な権限を与える同勅令は、憲法と基本的人権を損なうものではないこと、適用地域が限定されていること、3か月間の時限措置であることを挙げ、それまでの戒厳令を解除して同勅令を発令した経緯を説明した。^(注13)

これに対して、まず7月15日に国民和解委員会の各委員が、南部暴動に対する平和的解決に尽力すべきであるとして同勅令を批判し、また報道関係からは報道の自由を脅かすものであるとの批判がなされた。^(注14)^(注15)

7月20日にはタイの国家人権委員会が憲法と国連人権協定に反する人権侵害が含まれているとして同勅令発布を非難し、23日には国王が同勅令の適切な適用を政府に強く要求し、28日には国民和解委員会が同勅令の慎重な適用を政府に要求するに至った。^(注16)^(注17)^(注18)

さらに8月9日付のネーション紙は、上級行政裁判所国際協会（IASAJ）会長の、同勅令が憲法違反のおそれがあるとする記事を書いた。^(注19)同勅令は、憲法第29条（人の権利および自由の保障）を侵害しており、また同勅令第17条で当局者の法的責任が免責されているという重大な疑義があるとされ、さらに同勅令第12条で規定されている容疑者の30日間の拘束期間は、拘束期間を48時間と定めている憲法第237条に違反することが指摘された。

同勅令に対する国際社会の反応については、まず7月24日に国連難民高等弁務官事務所

(UNHCR) が人権侵害に対する強い懸念を表明し、南部視察の必要性を訴えた。^(注20) また国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチは、8月4日付でタクシン首相宛に書簡を送り、同勅令における人権侵害と憲法違反を非難した。^(注21) 国際法律家委員会 (ICJ) も8月18日に『より大きな権力、より小さな責任』と題した報告書を作成し、同勅令がタイの国会や裁判所の権限を軽視しているのみならず、人権侵害の可能性が大きいことへの批判を明言した。^(注22)

(2) 不明確な規定の存在

同勅令には、不明確な規定および文言が存在する。それゆえ、同勅令の恣意的な施行がなされる懸念が生じる。その第1は「当局者」の任命規定と権限規定との関連であり、第2は「必要な変更を加えて」(mutatis mutandis) の文言である。

前述したとおり「当局者」の任命については、第4条で「同勅令下で法令を施行することを目的とし、首相から任命された者」と記されているのみで、その権限については以下の条文で触れられてはいるが、その権限の具体的な内容は明示されているとはいえない。

首相に対する権限委譲を規定している第7条では、「首相は同勅令下の任務を施行するために当局者を任命する権限をもつ」、「当局者として任命された者は法に従って権限を有するとみなされる」、「首相は法に従って政府機関および当局者に職務を履行する権限を与える」としている。

非常事態の下で首相に与えられる権限を規定している第9条では、当局者が首相に代わって権限を行使する際の時間その他の条件については別の規則で定めるとしている。さらにテロリズム・武力行使が含まれる非常事態に際して首相に与えられる通達発令の権限が規定されている第11条では、10の権限の全てが当局者に与え

られるとしている。

容疑者に対する扱いについて規定している第12条では、容疑者の逮捕・拘留の権限、拘留延長の権限が当局者に与えられている。

また、「必要な変更を加えて」の文言は、テロリズム・武力行使が含まれる非常事態に際して首相に与えられる通達発令の権限が規定されている第11条で、まず同勅令第5条および第6条で規定されている同勅令施行の際の地理的範囲・施行期間等に適用されるとしている。

その上で、第11条第5項の「通信の捜査」では、「特別な捜査のために法律で規定される規則」が「必要な変更を加える」措置とされており、同条第8項の「外国人の出国禁止」では、出入国管理法が「準用される（必要な変更を加える）」ものとして記されている。

容疑者に対する扱いについて規定している第12条では、容疑者を拘束する際に刑法手続法典で課せられる令状に関して、準用される（必要な変更を加える）としており、恣意的な適用がなされる論拠にもなる。

(3) 南部イスラム問題

タイ南部のイスラム問題とは、本来は分離独立運動への政府の対応をめぐる問題であった。ところが、2002年10月のバリ島爆弾テロ事件が、イスラム過激集団ジェマア・イスラミヤの犯行とされて以降、東南アジア各地のイスラム集団が注目されることになり、タイでは、パッタニー統一解放機構やパッタニー・マレー国民改革戦線とジェマア・イスラミヤとの関連が問われることになった。ジェマア・イスラミヤは、アル・カーイダとの関係が示唆されており、かつ東南アジアのマレー世界にイスラム国家を樹立することを目的としているとされているからである。2004年1月から過激化したタイ南部地域の暴動は、まず、こうした観点から検証する必要がある。

つぎに注目しなければならないことは、南部イスラム問題が、タイの内政問題から国際問題へと展開していく兆しがあることである。実際、2005年8月末に、南部暴動の再激化を恐れたナラティワート県の住民131人がマレーシアに避難したことが判明した。こうした行動は南部問題の政治化と国際化を目して扇動されたものであるとのタクシン首相の発言^(注23)に対して、UNHCRは9月5日に強い懸念とともに調査の必要性を表明し、9月9日にはマレーシア領内のケラタンタンにある移民局で131人に対する調査を実施した。これに対しタクシン首相は、9月13日のASEAN―国連サミットでの演説の中で、具体的な機関名を挙げてはいないが、UNHCRが事情聴取を行ったことを暗に批判する発言をした。^(注25)

そうした中、前述したように、3か月間の期限立法であった同勅令が、10月18日に3か月間延長されるに至った。しかし、その後、南部暴動は鎮静化することはなく、爆弾テロの発生、僧侶や修行僧の殺害に至るなどさらに過激化し、11月後半には2004年1月からの死者が少なくとも1,000人を超えることになった。

2005年11月18日には、国際紛争問題シンクタンクのインターナショナル・クライシス・グループが、タイの非常事態宣言を非難する『タイの緊急勅令：効果なし』と題する報告書を出した。^(注26)同報告書は、南部暴動に対するタイ政府の対策がマレーシアとの関係悪化をもたらす懸念や、南部暴動とジェマア・イスラミアなどの国際テロ組織やマレーシアのイスラム集団との関連を示す明らかな証拠がないことに言及しつつ、今後の状況は、ジハード（聖戦）へ展開することも予測されると指摘している。^(注27)

(4) 目的と結果の乖離

同勅令には、以下の注記がある。

「非常事態に関連する法令は長期間施行され

てきたが、それらの中には、国家の安全に脅威を与えるさまざまな状況を速やかに解決するために適用できない条項があった。そして現実には、国家の独立と領土の完全性に脅威を与える国家安全保障の問題、国内に混乱を与える行動、国民の平和な生活を妨げる災難に適合する状況が生じている。それらは通常の行政的対応では解決できない。したがって通常の状態に速やかに戻れるようにするためには、国の治安および国民の安全を維持するために、非常事態を管理する特別措置を立法化することが必要である。よって、国または公共の安全を維持し、公共の災害を回避するために、この非常事態勅令を発することが必要である。」

これに対し、前述したインターナショナル・クライシス・グループの報告書では、以下に記す9つの項目が提言されている。^(注28)

タイ政府に対する提言：

- ① 行政手続法および行政裁判所設置法、同手続法の法規に規制されないとする第16条、当局者が免責されるとする第17条を取り消す。
- ② 首相に与えられる権限を定めている第11条、容疑者の拘留について定めている第12条を憲法で保障されている権利に則するように改正する。
- ③ 失踪者調査のための法的機関を設立する。
- ④ 国民和解委員会、法律家会議、国家人権委員会と協力し、南部地域の法施行状況・人権状況を調査する。
- ⑤ 国民和解委員会と南部コミュニティ・宗教指導者との常設の協議会を設置する。

南部地域平和構築司令部に対する提言：

- ⑥ コミュニティ・宗教指導者との協議会を設置する。
- ⑦ マレー語を習得するなどの文化的見地を広げる。
- ⑧ 容疑者のブラックリスト化を止める。

⑨ 自発的投降を呼びかける。

おわりに

以上みてきたように、タイ南部地域において過激化する暴動の展開と、それに対するタイ政府の強硬な対策の実施という展開には相互に関連があると思われる。それゆえ、「暴力の連鎖」を回避する対応策が求められているのである。

さらに、タイの非常事態勅令に関しては、その法制化の過程が注目されよう。

第1は、勅令が国会で承認されるまでの期間における法的措置の問題、換言すれば、国会で承認されなかった場合の、それまでの期間における法的措置に対する取消しの明確化は、いかに保障されるものであるのかということである。

第2は、国会審議に対して十分な時間が与えられないため、採決にあたり、議員議席数などの政治的状況が勅令法制化の成否に占める比重が大きいことである。

2006年4月20日には再延長期限が終了する同勅令に代わって、タイ政府がどのような南部問題対策を打ち出すかが注目されることになる。

注

* インターネット情報はすべて2006年1月20日現在である。

- (1) 仏教は大きくみて、上座部仏教（テーラワーダ仏教）と大乘仏教（マハーヤーナ仏教）の2つに分類される。前者は修行者尊重の保守的な部派であり、後者は在家を肯定し大衆救済を目的とする改革的な部派とされている。前者はインドの南方スリランカから、ビルマ、タイ、ラオス、カンボジアなどの東南アジア大陸部に伝わったため「南伝仏教」とも呼ばれ、後者は北インドから中国、朝鮮半島、日本などの東アジアに伝わったため「北伝仏教」とも呼ばれる。また、前者は上座仏教と呼ばれる場合もある。
- (2) 以下、今泉慎也「タイの政治改革と1997年憲法」作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法—

フィリピン・タイ・インドネシアの比較—』アジア経済研究所、2003、pp.53-63；萩野芳夫ほか編「タイ王国憲法」『アジア憲法集』明石書店、2004、pp.992-996を参照した。

- (3) 下院の選挙制度は小選挙区制（定員400人）と比例代表制（全国区・定員100人）からなり、立候補の要件は、25歳以上、学士以上の学歴、政党所属となっている。上院の選挙制度は大選挙区制であり、立候補の要件は、40歳以上、学士以上の学歴、政党非所属、2期連続の禁止となっている。学歴要件は汚職追放を目的とし、上院議員の政党非所属要件は政治的中立性の確保を目的としている。詳しくは、『タイ王国憲法—概要及び翻訳—』（衆憲資第21号）衆議院憲法調査会事務局、2003.4、pp.3-6。なお、新憲法制定後の上院議員選挙は2000年3月に実施された。
- (4) 以下、『アジア動向年報2004』アジア経済研究所、2004、pp.283-285を参照した。また、権香淑「反テロ政令の公布と違憲審査」『外国の立法』No.219、2004.2、pp.137-139も参照されたい。
- (5) “PM issues surprise anti-terror decrees.” *Nation*, 2003.8.12.「1997年刑法典改正法」の改正条項は、Bali Process NetのWebサイトからアクセスできる。Penal Code Amendment Act, No.14, B.E. 2540 <<http://www.baliprocess.net/Files/legislation/Q-Z/ThailandPenalCode.pdf>>.「資金洗浄防止法」の英訳全文は、Thai Law Reform CommissionのWebサイトからアクセスできる。Money Laundering Control Act, B.E. 2542 <http://www.lawreform.go.th/searchShowChild.jsp?isMainChild=IS_MAIN&mainDocID=19&from=search&char=&groupID=7&docID=19&x=#119>.
- (6) 憲法における戒厳令の規定は、第7章「内閣」に関する条文の中の第222条にある。第1項「国王は、戒厳令に関する法律に定める要件および手続きにより、戒厳令の施行および廃止を公布する権限を有する」、第2項「緊急に一定の地域で戒厳令の試行を要するときは、戒厳令に関する法律に定めるところにより、軍担当官がこれを行うことができる」とある。

- (7) 以下、『アジア動向年報2005』アジア経済研究所、2005, pp.288-290を参照した。
- (8) 拘束した容疑者を陸軍キャンプへ移送する際に、トラック内で78名が窒息死または圧死した。
- (9) 警察官や教師が襲撃され、首を切られる状況にもなった。
- (10) 憲法第218条第2項で、「下院および上院が緊急勅令を承認する場合、または下院が不承認とするが下院の再議決において現有の下院議員の過半数の賛成で再び承認する場合、当該緊急勅令を法律として有効とする」としている。与党が多数を占めている下院に比して政治的中立性が期待されている上院において、賛成121、反対38、棄権5で可決されたことが注目できる。
- (11) 同勅令については、管見の限り2つの英訳が公開されている。一つはタイの公的機関 Thai Law Reform Commission の Web サイトに掲載されている *Emergency Decree on Public Administration in Emergency Situation, B.E. 2548 (2005)* < <http://www.lawreform.go.th/data/news/eng/516.pdf> > であり、もう一つは Yahoo! Geocities の Web サイトに掲載されている *Decree on Government Administration in a State of Emergency, 2005* < <http://www.geocities.com/changnoi2/stateofemergencydecree.pdf> > である。勅令名の相違があるとともに条文の英訳が異なる部分もある。ちなみに、Office of the Council of State の Web サイト < <http://www.krisdika.go.th/lawHtmStaticContent01.jsp?frm=tmp&page=eng&lawType=law2&lawCode=%a1119&lawID=%a1119-20-2548-a0001> > と International Crisis Group の報告書 *Thailand's Emergency Decree: No Solution. Asia Report No.105-18 November 2005*. International Crisis Group < http://www.crisisgroup.org/library/documents/asia/south_east_asia/105_thailand_s_emergency_decree_no_solution_web.doc >, pp.25-29. では Thai Law Reform Commission 版と同じものが掲載されており、ネーション紙に掲載され

た同勅令の要約は Yahoo! Geocities 版が基になっている。”The emergency decree for the layman.” *Nation*. 2005.8.8. なお、Thai Law Reform Commission によれば、タイ語で書かれたものを公式としており、前記英訳はあくまでも非公式のものとされている。タイ語の公式法文は官報である *Government Gazette Vol.122, Part 58a, dated 16th July B.E. 2548 (2005)* に掲載されている（原書誌名はタイ語）。本稿は、Thai Law Reform Commission の Web サイト掲載の英訳を採用した。

- (12) 1997年タイ王国憲法の邦訳全文は、萩野ほか編 前掲注(2), pp.997-1063; 衆議院憲法調査会事務局版, 前掲注(3), pp.19-68. 英訳全文は、*Constitution of the Kingdom of Thailand, B.E. 2540 (1997)*. Office of the Council of State, 1997. なお、同勅令の英訳では、Yahoo! Geocities 版には第51条（強制労働は、緊急災害防衛のため特別に定められた法律の規定に基づく権限による場合、または国家が戦争もしくは戦闘状態にある場合または非常事態宣言もしくは戒厳令下において施行される法律の規定に基づく場合を除いて、これを禁止する）が記されている。ちなみにネーション紙に掲載された同勅令の要約でも第51条が記されている。 *Nation.*, *op. cit.* (11).
- (13) “EMERGENCY DECREE: PM takes absolute power.” *Nation*. 2005.7.16.
- (14) “Decree bring ‘hidden dangers’.” *Nation*. 2005.7.16.
- (15) “Media fumes over blow to press freedom.” *Nation*. 2005.7.16.
- (16) “EXECUTIVE DECREE: Abolish it, says rights panel.” *Nation*. 2005.7.21.
- (17) “HM urges restraint in use of emergency decree in the south.” *Nation*. 2005.7.24.
- (18) “NRC urges PM tread carefully.” *Nation*. 2005.7.29.
- (19) “Emergency decree is ‘against Constitution’.” *Nation*. 2005.8.9.
- (20) “UN vows to monitor of decree.” *Nation*. 2005.7.25.
- (21) “Emergency Decree Violates Thai Constitution and Laws, Letter to Thai Prime Minister Thaksin

- Sinawatra.” 2005.8.4. Human Rights Watch の Web サイト <<http://hrw.org/english/docs/2005/08/04/thaila11592.htm>> に掲載されている。
- (22) *MORE POWER, LESS ACCOUNTABILITY: THAILAND'S NEW EMERGENCY DECREE*, International Commission of Jurists (ICJ), August 2005. ICJ の Web サイト <http://www.icj.org/IMG/pdf/More_power_less_acco_D4033.pdf> に掲載されている。
- (23) “DEEP SOUTH: Muslims to blame for 131 fleeing to Malaysia: PM.” *Nation*. 2005.9.4.
- (24) “BORDER CONTROVERSY: UN agency probes flight of Muslims.” *Nation*, 2005.9.6; “UNHCR assesses South Thai Muslim arrivals in Malaysia.” *UNHCR Briefing Notes*. 2005.9.13. <<http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/home/openssl.htm?tbl=NEWS&id=4326c8f514>>; “Malaysia/Thailand: UNHCR working closely with governments.” *UNHCR Briefing Notes*. 2005.9.27. <<http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/home/openssl.htm?tbl=NEWS&id=4326c8f514>>.
- (25) “PM criticises United Nations at New York summit.” *Nation*. 2005.9.15. タクシン首相の演説の全文はタイ政府の Web サイト <<http://www.thaigov.go.th/news/speech/48/Sep48/sp13sep48.htm>> に掲載されている。

- (26) International Crisis Group, *op. cit.* (11).
- (27) 同報告書に添付された「要約と提言」による。
“Thailand’s Emergency Decree: No Solution, Executive Summary and Recommendations.” *ibid.*
- (28) *ibid.*

参考文献（注で記したものは除く）

- ・ “Terrorism in Southeast Asia,” *CRS Report for Congress* (Order Code RL31672), Congressional Research Service, the Library of Congress, U.S. Updated February 7, 2005. FAS (Federation of American Scientists) Web サイト <<http://www.fas.org/sgp/crs/terror/RL31672.pdf>> からアクセス。
- ・ Colum Murphy, “Friction on the Thai-Malay Fault Line.” *Far Eastern Economic Review*, Vol.168, No.10, November 2005, pp.21-25.
- ・ Ukrist Pathmanand, “Thaksin’s Policies Go South.” *Far Eastern Economic Review*, Vol.168, No.7, July/August 2005, pp.8-13.
- ・ ネーション紙 (Nation) の Web サイトは <<http://www.nationmultimedia.com/>> からアクセス。

(えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員)